

労働者派遣法に基づくマージン率等の情報提供

労働者派遣事業の適切な運営の確保および、派遣労働者の保護に関する法律第23条第5項に基づき、マージン率等について情報提供いたします。

1. 対象期間

・2022年4月1日～2023年3月31日

2. 労働者派遣の実績 及びマージン率など

派遣労働者の数	派遣先の数	派遣労働者の料金 (1日あたり8時間)①	派遣労働者の賃金 (1日あたり8時間)②	マージン率 (①-②)÷①
6名	3社	38,518円	24,494円	36.4%

3. マージン率に含まれるもの

・事業主として、負担すべき社会保険料、労働保険料など
・有給休暇、慶弔などの特別休暇、退職金
・教育研修費用
・営業、管理、採用活動など、事業運営に従事する労働者の人件費
・オフィス賃借料、宣伝広告費、通信費などの諸費用
・営業利益 など

4. 教育訓練に関する事項

・eラーニング
・派遣元社内での講座等の開催
・外部の教育機関との提携
・派遣先における OJT

5. 労使協定

・労働者派遣法30条の4第1項の労使協定締結の有無	有り
・上記労使協定の有効期間	2022年4月1日 から2024年3月31日
・対象となる労働者の範囲	当社従業員全員

6. キャリアコンサルティング相談窓口

・相談窓口	営業システム統括本部
・連絡先	03-6825-1561

以上